

国土交通省近畿地方整備局 国土交通省近畿運輸局
資料配布（合同発表）

配布	平成26年10月28日
日時	14時00分

件名	阪神港利用促進プロジェクトを募集 ～阪神港の利用を促進するビジネスモデルを産・学・官が支援～
----	--

概要	<p>国際物流戦略チームは、様々な事業者による独自のビジネスモデルを支援し、阪神港を活用した物流サービスの事業促進を図る「阪神港利用促進プロジェクト」を募集します。</p> <p>○募集期間：平成26年10月30日（木）～11月28日（金）</p> <p>応募された提案事業については「阪神港利用促進プロジェクト選定委員会」により事業内容を審査のうえ認定します。</p> <p>○事業認定可否決定 平成27年1月下旬予定</p> <p>認定された事業は、事業の内容に応じて、国際物流戦略チームが広報活動を中心とした事業普及・拡大のための各種支援を行います。</p> <p>○支援内容（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際物流戦略チーム本部会合において事業内容の発表 ・ 国際物流戦略チームのウェブサイトで紹介 ・ 国際物流戦略チーム構成員による広報協力 ・ 認定事業者が実施する営業媒体への認定事業の表記 等 <p>※昨年度は船社、倉庫、保険等の6事業を認定</p>
----	--

取り扱い	平成26年10月30日 14時00分 解禁
------	-----------------------

配布場所	近畿建設記者クラブ 神戸民放記者クラブ	大手前記者クラブ みなと記者クラブ	神戸海運記者クラブ 神戸経済記者クラブ
------	------------------------	----------------------	------------------------

問合せ先	国際物流戦略チーム 事務局 近畿地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室 室長 中藤 智徳 課長補佐 藤本 光明 TEL：078-391-3102
------	---

平成26年度「阪神港利用促進プロジェクト」実施要領

平成26年10月30日

国際物流戦略チーム

1. 趣旨

(1) 目的

本事業は、阪神港を活用した、事業者主体による、産業界のニーズに的確に対応した独自性の高い国際物流サービスの開発と普及を促進することにより、関西の産業発展に寄与するとともに、阪神港を活用した集貨や創貨等の機能強化を支援することを目的とします。

(2) 概要

本事業では、物流サービスの企画を募集し、その中から、阪神港において産業界のニーズを的確に満たす独自性あるビジネスモデルを認定し、事業促進を支援します。

2. 募集方法

(1) 応募対象

- ①：過去に国際貨物の取り扱い実績がある物流荷主、物流企業又は商社
- ②：①の事業者に対し物流に関連するサービスを提供する事業者
- ③：①または②の事業者を代表とする協議会等の団体
- ④：その他、適当と認められる事業者

(2) 提案事業企画の要件

- ・ 阪神港を利用した国際物流の効率化、促進に寄与する事業であること
- ・ 独自性の高い、先進的な取組であること
- ・ 実施事業について、適宜の情報提供、成果（取扱貨物量、効果、事例等）の公表ができること
- ・ 認定の翌年度の上半期までに事業を開始し、一定の期間継続して実施されること

(3) 募集スケジュール

平成26年10月30日 応募受付開始（～11月28日募集締切）

平成27年1月下旬 事業認定可否の決定

平成27年3月中旬 国際物流戦略チーム本部会合

※平成26年12月中旬に、選定委員会を開催し、申請者より申請内容について事業概要等を委員にご説明いただく予定です。

(4) 応募書類の提出

別紙1「平成26年度阪神港利用促進プロジェクト 認定申請書」に必要事項を記入のうえ、必要添付書類とあわせて、近畿地方整備局港湾空港部内の応募事務局あて、メール又は郵送でご提出ください。ご提出いただいた書類及び資料の返却はいたしませんので予めご了承ください。

3. 認定方法

応募された提案事業については、「阪神港利用促進プロジェクト選定委員会」により事業内容を審査のうえ認定します。委員による審査は、別紙2「阪神港利用促進プロジェクト選定委員会 評価基準」に沿って行います。委員会において事業内容について応募事業者からプレゼンしていただくほか、必要に応じて収支計画、貨物量の見込み等を提出していただくことがあります。

4. 支援内容

(1) 国際物流戦略チーム本部会合での告知

認定された事業の応募主体は、国際物流戦略チーム本部会合において、事業内容を発表し、関係者に周知することができます。

(2) その他広報活動

認定された事業は、事業の内容に応じて国際物流戦略チームによる告知活動など、事業普及・拡大のための各種支援を行います。

5. 申請書類提出先・問い合わせ先

近畿地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室 担当：藤本 光明・中村 学

TEL：078-391-3102 FAX：078-325-8288

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 29

Mail：fujimoto-m86s3@pa.kkr.mlit.go.jp または nakamura-m88s3@pa.kkr.mlit.go.jp

※国際物流戦略チームは、国際戦略港湾「阪神港」や関西国際空港等の活用等を図りつつ、国際物流の効率化を通じた関西経済の活性化を目指し、産学官が一体となって各種方策に取り組む機関です。

産：関経連、商工会議所、船社、港運・倉庫、フォワーダー、陸運、内航海運 等

学：大学・研究機関等、経済・物流の学識経験者

官：総合通信局、財務省、税関、経済産業局、地方整備局、運輸局・運輸監理部、航空局、海上保安本部、入国管理局、検疫所、関係府県市 等

平成 26 年 月 日

申請者名

代表者名

印

平成 26 年度 阪神港利用促進プロジェクト 認定申請書

阪神港利用促進プロジェクトの認定を下記の通り申請します。

記

1. 事業名またはサー ビス名	
2. 事業概要	
3. 事業期間	
4. 阪神港および関西 地域の物流促進 に寄与する点	
5. 事業の独自性や先 進性	
(参考) 国際物流戦略 チームに期待す るサポート	

連絡先	所在地：〒	
	担当部署・役職・氏名	
	TEL:	FAX:
	Email:	

【添付書類】：事業企画書

※事業企画書の書式は自由です。

※事業企画書には事業の実施体制および実施スケジュールを必ず記載して下さい。

以上

平成26年〇月〇日

申請者名 ○○○○株式会社

代表者名 □□ ▲▲ 印

平成26年度 阪神港利用促進プロジェクト 認定申請書 (記載例)

阪神港利用促進プロジェクトの認定を下記の通り申請します。

記

1. 事業名またはサービス名	内航コンテナ船による九州-阪神港間輸送
2. 事業概要	九州地域発着の東南アジア、北米向け貨物を、阪神港にフィーダー輸送し、阪神港で本船に積み替えて輸送する。
3. 事業期間	H27年4月から
4. 阪神港および関西地域の物流促進に寄与する点	釜山港等でトランシップされていた貨物を阪神港トランシップに切り替えることで、阪神港の国際物流貨物量の増加に寄与する。
5. 事業の独自性や先進性	既存サービスよりも寄港先、寄港スケジュールを拡充し、顧客のニーズを的確に満たす。
(参考) 国際物流戦略チームに期待するサポート	・九州、四国、中国地方での知名度向上のために、各地方の国際物流戦略チームに対する広報。 ・関西荷主企業への周知。

連絡先	所在地：〒	
	担当部署・役職・氏名	
	TEL:	FAX:
	Email:	

【添付書類】：事業企画書

※事業企画書の書式は自由です。

※事業企画書には事業の実施体制および実施スケジュールを必ず記載して下さい。

以上

平成26年〇月〇日

申請者名 ○○○○株式会社

代表者名 □□ ▲▲ 印

平成26年度 阪神港利用促進プロジェクト 認定申請書 (記載例)

阪神港利用促進プロジェクトの認定を下記の通り申請します。

記

1. 事業名またはサービス名	国内物流総合保険特約付き外航貨物海上保険
2. 事業概要	阪神港を利用する荷主企業の貨物について、主に保管・輸送中に係るリスクについて、通常の損害だけでなく地震による被害も担保する幅広い保証範囲の商品を販売する。
3. 事業期間	H26年1月から
4. 阪神港および関西地域の物流促進に寄与する点	阪神港独自の価格競争力のある保険商品を販売することで、通常の範囲で発生する貨物損害を軸とした、地震及び津波による貨物損害のリスクを担保したい荷主の集客と利用の促進を図る。
5. 事業の独自性や先進性	<ul style="list-style-type: none">・港湾所在地の地震危険リスクに基づき、柔軟に保険料を算出・将来的にエリア限定専用商品として開発
(参考) 国際物流戦略チームに期待するサポート	<ul style="list-style-type: none">・荷主企業への周知。

連絡先	所在地：〒	
	担当部署・役職・氏名	
	TEL:	FAX:
	Email:	

【添付書類】：事業企画書

※事業企画書の書式は自由です。

※事業企画書には事業の実施体制および実施スケジュールを必ず記載して下さい。

以上

平成26年10月30日

阪神港利用促進プロジェクト選定委員会 評価基準

【評価・採択基準】

阪神港利用促進プロジェクトの評価については、以下の項目について、提出書類及びプレゼンテーション等に基づき総合的に判断し、認定事業の採択を決定する。

評価項目
① 阪神港を利用した物流促進効果が見込めるか
② 独自性の高い、先進的な取組であるか
③ 事業の遂行能力があり、継続性が見込めるか
④ 事業の実施体制が的確であるか

【各評価項目の採点方法】

①物流促進効果

採点基準
<ul style="list-style-type: none">・物流量の拡大が具体的に見込める・コスト削減効果が見込める・リードタイムの削減が見込める・輸送品質の向上が見込める・セキュリティ水準の向上が見込める・在庫管理、生産管理の向上が見込める・その他物流の改善に向けた創意工夫が見られる・異なる業種の事業者が連携した取組である・阪神港を利用したサービスの充実が見込まれる など

②独自性・先進性

採点基準
<ul style="list-style-type: none">・業界において独自の物流アイデア、技術を活用した取組である・既存の商慣行・商習慣を変革し、物流の効率化を実現したものである・既存のビジネスモデルを工夫・改良し、サービスの充実を図るものである など

③事業の安定性・継続性

採点基準	
<ul style="list-style-type: none">・事業計画の内容が具体的である・事業の遂行能力を有しており、安定的に事業を実施できる・事業遂行の手法が適切である・1年以上にわたって事業の継続が見込める	など

④事業の実施体制

採点基準	
<ul style="list-style-type: none">・適切な人員、組織、設備等を有しており、実施体制が適切である	など

以上